

# 平成14年厚生労働省告示第283号「社会福祉法 施行合第四条第七号の規定に基づき厚生 労働大臣が定める社会福祉法人の収益を充てる ことのできる公益事業」の制定について

平成14年8月30日 雇児発第0830001号 / 社援発第0830001号 / 老発第0830001号  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長

今般、平成14年8月30日をもって、同年厚生労働省告示第283号「社会福祉法施行令第4条第7号の規定に基づき厚生労働大臣が定める社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業」（以下「告示」という。）が別添のとおり制定されたところです。本告示の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、管区関係機関、関係団体への周知等よろしくお取り計らい願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 第一 告示の趣旨

社会福祉法人については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第26条において、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、その収益を社会福祉事業若しくは公益事業の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）に充てることのできる事業を行うこととされているところであるが、これまで、この収益事業の収益を充当することのできる公益事業としては、社会福祉法施行合（昭和33年政令第185号）第4条第1号から第6号に掲げる事業のみが定められていた。

今般、「身体上の障害があるために公共交通機関

を利用することが困難な高齢者等に対し、移送用車両を用いて、これらの者の居宅と病院又は診療所等との間の送迎等を行うことにより、これらの者の外出時における移動を支援する事業、単身で生活する高齢者等を施設に通わせ、レクリエーション等を行うことにより、これらの者が生きがいを持てるよう支援する事業その他の事業であって、当該事業を行う社会福祉法人の経営する社会福祉事業と密接な関連があり、当該社会福祉事業と一体的に実施することによりその目的の一層の達成に資するものとして、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条に規定する所轄庁が認めるもの」について、社会福祉法人の自主性を生かし、かつ、その経営基盤を強化するとともに、地域における福祉サービスの総合的な提供を推進する観点から、社会福祉法施行合第4条第7号の規定に基づき告示を定め、新たに収益事業の収益を充当することのできる公益事業として追加することとした。

なお、例えば、高齢者福祉を中核として社会福祉事業を営んでいる社会福祉法人の実施する公益事業がこの告示に掲げる事業に該当するか否かの判断に当たっては、平成13年5月25日老発第213号厚生労働省老健局長通知「介護予防・生活支援事業の実施について」の別紙「介護予防・生活支援事業実施要綱」に掲げる事業に該当するかどうかを一定程度参考になるものとする。

おって、この告示に掲げる事業に該当する公益

事業は、高齢者福祉に関するものに限るものではないことを念のため申し添える。

## 第二 留意事項

社会福祉法人が地域の福祉ニーズに対応し、その経営する社会福祉事業に支障がない範囲で、創意工夫を生かして各種の公益事業を行うことが望ましい。このため、社会福祉法人においては告示に定める事業以外の公益事業についても積極的に取り組むことが期待される。

(後略)